鳥取縣會議長, 田

昭和二十一年十一月十三日

定める。

◇鳥取縣會告示第二號

道府縣制第六十四條による鳥取縣會會議規則を次のやうに

第二條。前條に依り會期を延長する時は議長は議員に告知

し、直ちに之を告示し且つ知事に通知しなければならな

112166

昭和二十一年十一月十三日 鳥取縣會議長 田

中

信

議長は定例會五日以内、

臨時會三日以內に於て之を延長

しなければならない。

を以つて公布の方法とする。

ざるときは縣廳又は市役所、 るを以つて公布の方法とする。 町村役場の掲示場に掲示する 伹し鳥取縣公報を發行し得

鳥取縣會台示は鳥取縣に於て發行する鳥取縣公報に登載す

第一條

定例會の會期は五日以内、

臨時會の會別は三日以

◇鳥取縣會告示第一號

鳥 取 會

鳥 取 縣 會 會 議 規 玔

H

年十一月十三日 外

昭和

第三種郵便物認可

第三條 議員は招集の當日議事堂に参集し、 縣會事務局に

その目を通告しなければならない

議長に於て必要と認めた場合及び議員定數の三分の一以

上賛成の連暫を以つて議長に會期の延長を要求した場合

内とする。通常豫算を譲する定例會についてはこれを一

十日以内とする。

第四條 疾病其の他の事故に依り招集の當日參集することのでき 補欠議員の席次は前任者の席次とする。但し同時に選舉 豫算を議する定例會のはじめに抽籤を以つてこれを定め ない場合は其の旨事務局に通告せねばならない 議員の席次は總選擧後第一回の會議及び每年通常

第五條 を定める。 會議中議員の稱呼は其の席次の番號を唱へ道府縣

せられたる補欠議員一名以上あるときは抽籤に依つて之

制第四十九條に依る列席者の稱呼は番外と呼ぶ。

會議の開閉

於て必要と認めたるときは自己の意見により又は會議に 會議の開閉は「號鈴」によつて報ずる。 は必要に應じ之を伸縮することができる。 會議の開閉は議長の宜告による。 會議は午前十時に始め午後四時に終る。 祝日、 日曜日は休會とする。 但し議長に 但し議長

> 臨時に休會しようとするときも前項と同じ取扱ひとする。 第三章 議事日程

第九條 なければならない 議長は會議の終りに於て次會の議事日程を通知し

第十條 之を決定する。 必要を認めたるときは會議に諮りて討論をもちひずして 議事日程變更の動議成立し又は議長に於て變更の

第四章

第一節 酸議及び動議

第十一條 第十二條 否決したる建議者くは動議は同會期内において再度提出 席において之を陳述することができる。 に提出せねばならない。 ことができる。但し委員會の意見はこの限りでない 外發議及び動議は二名以上の賛成者があつて議題とする 建議若しくは修正の動議は文案を作成して議長 道府縣制及び本則に於て特に規定したる場合の 但し議長の承諾を得たる時は議

することはできない。

諮り開會することができる。

第十三條 第十四條 各讀會は日を異にして審議する。 議事は三讀會を經て確定する。 但し議長は會

議を以つて確定の議决とすることができる。 識に諮りて各讀會を同日に開き又は讀會を省略して一審

第十五條 時宜に依り朗讀を省略することができる。 の順序を宜告し、書記をして議案を朗讀せしめる。 議事を開くときは議長は先づ其の議題及び讀會 伹

第十六條 第二讀會に移すべからずと決定したるときは其の議案は 議案の第二讀會を開くべきや否やを決定する。 第一讀會においては議案の大體を討議し、

第十七條 る。 これを廢案とする。 第二讀會においては議案の細目について審議す

第十八條 ない。但し讀會前類め修正案を作製して議長に提出して 修正の動議は第二讀會において提出せねばなら

第十九條 置くことができる。 とし其の全體の可否を決定する 第三讀會においては第二讀會の議案を以て議案

> することはできな 第三讀會においては五名以上の賛成者なき動議は議題と

第二十條 は委員長の報告があつてから審議する。 各讀會において議案の調査を委員に附託し

第二十一條 ずして之を決定する。 員二名以上の異議あるときは會議に諮りて討論をもちひ し若しくは分割して討議に附することができる。但し議 議長は審議の順序を變更し又は各議案を一括

第三節 討

第一十二條 長指名して發言させる。但し議長に對 議長は先起立者と認むる者を 發言する。 をして置くことができる。 び、第五條に定むる稱呼を唱へ議長の反呼があつてか 議員二名以上起立して發言を求めたときは、 發言せんとするときは起立して「議長」と呼 同時の起立なるときは議 豫 の發言の通告 6

第二十四條 第二十三條 之を制止し倘肯かないときは退場を命じることができる。 議長において議題外の計論と認めたときは、 議長自ら討論をなさんとする ときは副議長を

外

昭和二十一年十一月十三日

外

(第三種郵便物图可)

第二十五條 議長において論旨が盡きたと認めたときは討 論の終結を宣告しなければならない。又は發言の中途で 議長席に着かしめねばならめ。 結を宣告してもよい。 **も議長において論旨已に盡きたと認めるときは討論の終**

をもちひずして其の可否を決定する。 員二名以上の異議あるときは、議長は會議に諮りて討論 討議終結の動議成立したるとき又は前項の宣告に對し議

第四節 Œ

第二十七條。修正案總で否決せられたときは原案について 第二十六條 れた場合は、議長は原案に最も遠いと認むるものより順 次採決する。 同一の議題について數箇の修正案が提出せら

第二十八條 且つ會議に於て廢棄すべからざるものと議决したときは 採決する。 特に委員を設けて修正案を起さしめ更に審議をしなけれ 前條の場合に於て原案に過半數の賛成がなく

ばならない。

第五節 决

第一十九 せねばならない 議長採決をなすときは其の議題を會議に宣告

て發言は許されない。 議長に於て採决を宣告したるときは爾後其の議題に つい

第三十條 ない。 ことができない。 伹し宣告の際議席に在らざる議員は採决に加 採决宣告の際議員は必ず可否を表示せねばなら はる

投票は無記名とする。但し會議の議决により記名として ときは、氏名點呼又は投票を以つてこれを決める。 の結果を宣告する。起立の數につき二名以上の異議ある の意見によりこれを定める。起立採決の場合は直ちに其 採决の方法は起立及び投票の二種とし、

第三十三條 第三十二條 指名しこれと共に開票し點檢の上其の結果を宣告する。 に定める採決の方法をもちひず直ちに其の可否を宣告す 投票を終りたるときは議長は二名の立會人を 異議のない議題については議長は第三十 一條

ることができる。 の限りでない。 伹し議員二名以上の異議あるときはこ 第三十九條

第五章 委員及び委員會

第二十四條 定める。 の得票者二名以上あるときは議長は抽籤を以つてとれを 名單配とし多數を得たる者を以つて當選者とする。 又は議長の指名により選任する。投票による選奉は無記 設くる議决をしたるときは、其の委員は投票による選擧 議案の調査若しくは修正案作製のため委員を 阿數

第三十五條 要と認めたる場合は増減してもよい 前項の投票は會議の議決により記名投票としてもよい。 委員の數は五名とする。但し議長において必

第三十六條 の任を辭するととはできない 委員に舉けられた者は正當の理由なくして其

開育することできない。

18100

委員長は委員會の會議を整理し其の秩序を保持する。

委員會は委員長一名を互選せねばならない 委員會は委員定數の二分の一以上出席せねば

委員長故障あるときは其の代理者を互選する 委員會は會議に於て附託されたる事件の 範圍

第四十一條 第四一條 を决定する。可否同數のときは委員長がとれを決定する。 外に沙りて調査又は修正することはできない。 委員會の議事は出席委員の過半數を以つてこれ 委員長は委員會の經過及び結果を速かに會議

委員會に於て贊成ありたる意見につき其の意見を主唱し に報告せなければならない。

第四十四條、委員會は必要に應じ傍聽を禁ずることができ 第四十二條 第四十三條 は委員會に列席し其の趣旨を説明することができる。 たる委員は委員長の承諾を得て報告することもできる。 とができる。 道府縣制第四十九條に依る列席者及び動議者 議長は何時でも委員會に出席して發言すると 但し採決の數に加はることはできない。

第四十五條 其の經過及び結末を報告しない場合は議長は會議に諮り て更に委員を改選してもよい。 委員會が故なく、附託事項の審議をなさず又は

鳥取縣公報

事務局と稱す)に於て其の許可を受けなければならな

縣會を傍聽せんとする者は縣會事務局

(以下單に

但し場合に依り事務局に於て傍聴劵を發行して傍聽

者の員數を制限することができる。

傍聽券を發行した時は退場の時これを事務局に返還しな

ければならない。

紀

00154

第四十六條(議員は會議定刻前に議場に参集し、其の旨を 書配に通告しなければならない。

第四十七條 ときは其の旨議長に屆出でねばならない。 議員疾病其の他の事故に依り缺席せんとする

第四十九條 第四十八條 道府縣制若くは本則に違反したる議員に對し 會議中は喫煙叉は飲酒することはできない。

内其の出席を禁止することができる。 議員五名以上の動議あるときは會議の議决により五日以

前項の會議は傍聽は許さない。

第五十條 ときは何時に其の委員たる資格を失ふ。 前條に依り出席を停止せられた者が委員である

會議錄及び速記錄

第五十一條 はじめに議長の指名又は互選に依つてこれを決定する。 會議録に著名すべき議員數は二名とし會期の

第五十二條 議長は速記録を調製せねばならない。

及び議員に配布せねばならない。 速記錄は速記の方法に依り議事の顛末を記載し速に知事

第五十三條 但し議員五名以上の異議あるときは議長は會議に諮りて 本則に關する疑義は議長において決定する。

之を决定する。

第五十四條 るものは縣會事務局をしてこれをなさしめる。 議决したる事項中意志表示又は通達の必要あ

第五十五條 行する。 との規則は昭和二十一年十一月十三日から施

第五十六條 きない。 要求があるときでなければこれを會議に附することがで この規則の改正は議員定數の三分の一以上の

◇鳥取縣會告示第三號

定め公布の日よりこれを施行する。 道府縣制第六十四條による鳥取縣會傍聽規則を次のやうに

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長 田

中

信

鳥取縣會傍聽規則

第六條 ればならない。 んとする時は總で事務局を經由して其の指揮を受けなけ 傍聽人にして議員に面會を求め又は文書を提出せ

第七條 ることができる。 い。若しこれに反するものと認めたときは入場を拒否す 傍聽人は凶器其の他人に危害を及ぼし或は議場の

◇鳥取縣會告示第四號

施行する。 鳥取縣會事務局規程を次のやうに定め公布の日よりこれを

雑談喫煙其の他議事の妨害となる言動をして

はならな

傍聽人にして傍聽席に入りたる時は靜肅を旨とし

若し本議に反するときは議長は守衞に命じて退場せ

務局の指揮に從はなければならない。

傍聽人は議事堂内(構内を含む)

に於ては總て事

昭和二十一年十一月十三日

鳥取縣會議長

田

中

信

儀

第四條

しめることができる。

督責任者より豫め事務局に申出でて其の承認を受けなけ

圏体として傍聽せんとする時は其の日時人員を監

ればならない。

傍聴人は妄りに議事堂の各室に入り或は器物を無

鳥取縣會事務局規程

の事務を處理するため鳥取縣會事務局(以下單に事務局 鳥取縣會及び鳥取縣參事會(以下單に縣會と稱す)

と稱す)を設置する。 事務局は縣會議事堂内に置く。

ac 150 斷に使用してはならない。若し必要ある時は事務局に申

可を受けなければ

たらな

外 昭和二十一年十一月十三日

(第三種郵便物配可)

號

雛

昭和七一年十一月十三日印刷 昭和廿一年十一月十三日發行 第三條 第四條 第五條 第八條 第七條 第六條 第九條 主事其の他の職員は局長の命を受け庶務に從事する。 及び事務局印を保管する。 局 六 主事、 議長に於て特に命じたる事項。 縣會に必要な立案、統計、情報、 縣會の一般庶務に關する事項。 縣曾の議决したる事項の通達に闘する事項。 縣會と縣との連絡に關する事項。 に闘する事項。 縣會議事堂の取締に闘する事項。 事務局は縣會議長が統轄する。 事務局は左の事項に掌る。 事務局の經費は總で縣費を以つて支辦する。 事務局に左の職員を置く。 局長は事務局の事務を總體し縣會印。縣會議長印 事務局の處務細則及び職員の服務規律は縣の處務 前僚の職員は縣會議長これを任冤する。 書記、燿、速記者、守衞 鳥 取 縣 2 報 研究及び調査等 若干名 第三種郵便物認可略和四年四月十五日 第十條 本規程に定めたるものの外は議長において决定す る。 細則及び服務規律に準ずる。 市東 T

8